

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、事業活動の根幹をなす考え方である、基本理念、ビジョン、ミッション(使命)に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定いたしました。

[基本理念]

私たちは

お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献します
地域の発展と繁栄を願い、地域に深く根差した企業となります
常に革新と挑戦を続け、時代に適応する企業であり続けます

[ビジョン]

私たちは

多様なライフスタイルに最適な商品やサービスを提供し、お客さまの豊かで健康的な食生活の実現に貢献します
従業員の能力の育成・活用や人材の交流を進め、全従業員が自らの成長を実感できる企業風土を目指します
参画事業会社の企業価値を最大化し、持続的に発展(成長)し続けます
お客さまのためにビジネスパートナー(お取引先さま)と公正な取引を通して新たな価値を創造します
各地域のニーズに応える個社それぞれの経営を尊重し、公正で透明性の高いガバナンスを通して、志を同じくする新たな参画企業を歓迎します

[ミッション(使命)]

私たちは

参画する事業会社の自主自律経営を尊重するとともに、事業会社の枠を超えて総力を結集し、新たな価値を創造します
お客さまの信頼と期待に応え、規模と質の向上を追求し続けることで、企業価値の最大化を実現します
新たに参画する企業を歓迎し、オープンな連合体であり続けることを約束します

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続け、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場である首都圏において、スーパーマーケット企業としてこれまで培ってきた参画事業会社の経営ノウハウをさらに進化させ、総力を結集して国内ナンバーワンの「首都圏におけるSM連合体」を創設することを目指し、2015年3月2日に共同持株会社として発足した。設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション(使命)の実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- (1) 事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション(使命)を基本とする。
- (2) 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- (3) 中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- (4) (1)～(3)を前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果断な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

2. コーポレート・ガバナンス・コードへの対応方針

第1章 株主の権利・平等性の確保

- (1) 少数株主をはじめとするすべての株主に対し実質的な平等性を確保し、株主の権利と適切な権利行使に資するため、迅速且つ正確に情報開示を行う。
- (2) 財務情報以外の情報提供も積極的に行うことで、お客さま株主の当社への理解を図る。
- (3) 株主総会におけるインターネットによる議決権行使や総会付議議案のウェブサイトでの開示等の環境整備を行う。
- (4) 株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、複数の独立社外取締役に加え1名の独立社外監査役を選任し、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備する。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めるとともに、当社の理念や経営方針、中期経営計画等についても積極的な情報発信に努める。
- (2) 内部通報制度の充実及び従業員が生き生きと働き続けることのできる環境整備に取り組む。
- (3) サステナビリティへの適確な対処のため、当社及び事業会社の環境方針を遵守すべく、資源リサイクル活動や植樹活動への参画・推進により、持続可能な社会の実現を目指し、これからも諸活動を継続する。
- (4) ダイバーシティへの取り組みとして、女性従業員の管理職への登用や障がい者雇用の拡大等による従業員の活躍促進を積極的に進

める。

- (5)お客さま株主を含むご来店されるお客さまに対して、食の安全・安心を確保し健康的な食生活を提案する。そのため、お客さま及び従業員の多くを占める女性の意見・提案を積極的に活用する。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

- (1)情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーの理解を得るためにも適切な情報開示が必要不可欠であるとの認識のもと、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報を含む)についても、ウェブサイト等を通じて、積極的に開示する。
- (2)会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンス実現の観点から、経営理念、経営戦略、経営計画に加え、取締役・監査役候補の選任、指名や報酬決定のための方針と手続きを明確化する。

第4章 取締役会等の責務

- (1)当社は、経営の効率性・透明性を高め、会社の持続的成長と中長期的な企業価値を最大化することを取締役会の基本方針とする。そのため、企業戦略の提示やリスクテイクを支える環境整備、経営陣に対する実効性の高い監督等、取締役会の役割・責務を適切に果たすために求められる政策・方針を定め、開示し、着実に実行する。
- (2)上記(1)を実現するため、2016年5月の定時株主総会以降は、取締役会の構成を社外取締役3名(うち独立社外取締役2名を含む)、監査役会の構成についても、社外監査役3名(うち独立社外監査役1名を含む)とする。これにより取締役会・監査役会の多様性とコーポレート・ガバナンスの有効性を確保する。
- (3)当社は、持株会社として「事業会社の自主自律経営を尊重する」というミッション(使命)に基づき、「小さな本社」として発足した。しかし同時に「事業会社の枠を超えて総力を結集し、新たな価値を創造する」というミッションを実現するため、持株会社として保有すべき機能を構築し、事業会社に提供すべき機能を充実させ、企業価値の最大化を実現する。
- (4)取締役会における審議を活性化し取締役会の実効性を確保するため、取締役・監査役に対する適切な情報提供とトレーニングの機会を提供するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役と連携し、経営陣幹部に対する監督体制を構築する。
- (5)取締役会・監査役会に求められる役割・責務を適切に果たすため、取締役会の下に、独立社外取締役を主な構成員とし、取締役の選任と中長期的な業績連動報酬制度を検討する「人事・報酬諮問委員会」及び取締役会の実効性の評価を行う「評価諮問委員会」を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。

第5章 株主との対話

- (1)広報IR部を窓口とし、事業会社と協働して株主や投資家との良好な関係構築に向けた対話を積極的に行う。そのため、決算説明会を半期に一度開催するとともに、必要に応じて事業計画・方針説明会等を開催し、その内容は当社ウェブサイト公表する。
- (2)当社の株主数の多くを占めるお客さま株主と交流する機会を設け、建設的な対話を継続して行う。
- (3)経営戦略や経営計画は、その実現のための具体的な実行計画や目標値を株主にわかりやすい形で明確に説明する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、当社及び事業会社の業務執行の実行責任を担う執行役員等の提案は、会社の持続的な成長に不可欠のものと認識しております。そのため、事業会社の経営会議や取締役会において、その提案を議論し決定しております。当社においては、現在のところ直接業務執行を行わず、持株会社としての職務権限規程や決裁基準表に基づき、事業会社からの提案を取締役会において審議し、承認する手続きとなっています。承認した場合には、事業会社の親会社として、その提案が事業会社を含めた企業グループ全体の成長に寄与するべく支援しております。

また、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については「中長期的な業績を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進する報酬体系とする」ことを基本方針と定めております。今後、当社の報酬体系について、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動報酬の基準等を定めてまいります。なお、業績連動報酬における短期的インセンティブ報酬と中長期的インセンティブ報酬の割合については今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社は、持株会社として現在のところ、業績連動報酬の制度を導入しておりませんが、今後当社自体の体制を強化・充実していく中で、中長期的な業績と連動する報酬や現金報酬と自社株報酬との割合について、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、議論したうえで適切に設定してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

当社は監査役会設置会社であり、2016年5月開催の定時株主総会において、独立社外取締役2名の体制となる提案を予定しております。その段階においては、独立社外取締役が取締役会の過半数には達していませんが、他の社外取締役や監査役会との連携によりコーポレート・ガバナンスの有効性を確保してまいります。

なお、統治機能の更なる向上を目指し、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、取締役の選任・報酬等について検討するとともに、透明性の高いガバナンス体制を構築し、統治機能を進化させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使基準を以下のとおり定めております。

1. 政策保有株式に関する方針

- (1)当社は株式の政策保有を行わないことを基本方針とする。ただし、食品スーパーマーケットを運営する当社にとって、お客さまのニーズに対応するために商品の調達先をはじめ多くの取引先企業との協働は重要であるとの認識から、相互の企業連携を深め、当社の中長期的な発展に必要と認められる場合に限り、政策保有を行うことがある。
- (2)保有の意義については、中長期的に取引先企業との取引関係の構築・維持・強化や情報収集が当社及び取引先企業の利益に資するものを総合的に判断する。また、政策保有するに当たり、保有する企業の健全性に留意し、リスクの把握に努め主要な政策保有株式については、取締役会にて保有目的、合理性について検討する。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

- (1)全ての議案の内容を精査し、当社の株主価値の向上に資するものかどうかを判断した上で適切に議決権を行使する。
- (2)投資先企業の中長期的な企業価値の向上の観点から、適切に議決権を行使する。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外し、取締役会において決議しています。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期ごとに関連当事者間の取引の有無について確認を求め、関連当事者間取引について管理する体制を構築しております。なお、取締役・監査役は関連当事者間取引規程及び取締役会規程を遵守し、競業取引・利益相反取引等については、事前に取締役会の承認を得ることとしております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

当社は、情報開示の充実の観点から、以下の通り方針や手続きについての開示を行っております。

1. 経営理念やビジョン、ミッション(使命)等については、冒頭に記載するとともに当社のウェブサイトにおいて開示しております。経営戦略や経営計画(2017年度を終期とする目標値)については、2015年4月6日に公表した中期経営方針において公表しております。
2. 当社は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定め、当社ウェブサイトを開示しております。
3. 取締役及び監査役の報酬額については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議によって決定し、監査役の報酬は監査役会の決議によって決定しております。今後、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進する報酬体系とすること」を基本方針とし、新たな役員報酬体系を検討してまいります。
4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めてはおりませんが、下記(1)～(4)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。

- (1)取締役候補の指名・・・当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献することが期待できる人物であること。加えて、管掌部門の抱える課題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し指名を行う。
 - (2)監査役候補の指名・・・当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること及び、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し指名を行う。
 - (3)社外役員候補の指名・・・社外役員は、経営、法務、財務・会計、人事・労務、小売業界等の分野で豊富な知識と経験を有していること、及び、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断して指名を行う。
 - (4)独立社外役員候補の指名・・・独立社外役員は、「独立社外役員の独立性に関する基準」の要件に従うとともに、経営、法務、財務・会計、人事・労務、小売業界等の分野で豊富な知識と経験を有していること、及び、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断して指名を行う。
5. 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名の理由については、2016年に開示する株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載いたします。

【補充原則4－1－1】

当社は、職務権限規程・決裁基準表に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

当社は、事業会社に係る課題の対策を協議する場合定期的に設け、グループ全体としての利益を最優先とし、最適な方向付けを行っております。また、事業会社の自主自律を尊重するというコーポレート・ガバナンスの基本方針に基づき、事業会社に適正に権限を委譲することで迅速な業務執行がなされる体制を構築しております。

当社は、業務執行に関する重要事項として1. 基本事業運営方針(中長期事業計画を含む)2. 年度事業計画3. 重要な営業方針4. 新規事業5. 組織再編等について、取締役会で審議が必要な事項と定めております。なお、当社取締役会で決議する事項については、取締役会規程において定めております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべく、当社で設けた「独立社外役員の独立性に関する基準」に従い、2名以上の独立社外取締役を選任することを基本方針としており、2016年5月開催の定時株主総会において、1名の独立社外取締役の追加選任を提案し、2名体制とする予定であり、経営の監督機能の強化を図ってまいります。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、当社独自の「独立社外役員の独立性に関する基準」を作成し、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選任することとしております。「独立社外役員の独立性に関する基準」については、当社ウェブサイトを開示しております。

【補充原則4－11－1】

当社は、現在8名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方は、【原則3－1】4に記載の通りであります。

【補充原則4－11－2】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示を行います。現在、社外取締役1名及び非業務執行取締役1名は、当社以外の上場企業の取締役を兼任しております。

また、業務執行取締役のうち1名は、他の上場会社の社外取締役を兼任しております。兼任社数は、合理的な範囲であり、当社の監督を適切に果たすことができるものと考えております。社外監査役2名及び常勤監査役1名は、他の上場会社の役員を兼任していますが、常勤監査役1名は、他の上場会社の役員を兼務しておらず、監査役の業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4－11－3】

当社は、2015年3月2日に設立されましたが、今後年に1回程度、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その概要を開示いたします。

【補充原則4－14－2】

当社は、「取締役及び監査役がそれぞれの役割や責務を果たす為、必要となるトレーニングの機会を継続的に提供する」という方針に基づき、会社法、コンプライアンス、経営等の知識習得に関する研修やトレーニングの場を提供しております。

また、社外取締役、社外監査役においては、小売業界の知識や情報を得る機会を提供することとしております。取締役、監査役は積極的に参加し、新しい知識の習得や研鑽に努めており、時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社グループ全体の発展に寄与しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「株主との建設的な対話に関する基本方針」を定め、広報IR部を株主との対話の窓口として株主と建設的な対話を促進する体制を整備しております。「株主との建設的な対話に関する基本方針」については、当社ウェブサイトを開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,159,060	51.00
カスミ取引先持株会	2,936,366	2.23
公益財団法人神林留学生奨学会	2,300,000	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,736,200	1.32
イオン株式会社	1,629,667	1.24
日本生命保険相互会社	1,531,607	1.16
株式会社日本アクセス	1,473,046	1.12
U.S.M.H従業員持株会	1,313,729	1.00
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,184,930	0.90
国分株式会社	1,099,892	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明更新

イオンマーケットインベストメント株式会社は、イオン株式会社が約72%、丸紅株式会社が約28%を出資する会社であるため、イオンマーケットインベストメント株式会社も当社の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社グループは、親会社であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、当社グループ各社は商品仕入等について親会社と取引を行っておりますが、当該親会社との取引は、第三者との取引同様、公正に行っており、親会社との取引が少数株主の利益を害することがないように努めております。

今後も、親会社の影響を受けず、親会社に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護上問題のない体制を構築してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社の親会社であるイオン株式会社の役員2名が、当社の取締役、監査役を兼任しております。しかしながら当社グループは事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行し、イオン株式会社とは相互に自主・自律性を尊重しつつ連携を保ち、持続的な成長、発展及び業績の向上につながるような組織体制を重視したコーポレート・ガバナンス体制を有しており、イオン株式会社からの独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋吉 満	他の会社の出身者								○			
鳥飼 重和	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋吉 満		——	総合商社において、企業経営者としての豊富な経験と、その経験を通して培われた高い識見を有しており、コーポレート・ガバナンスに精通していることから、透明性のある適切な企業運営を行うにあたり適任であると判断しています。
鳥飼 重和	○	——	1. 社外取締役に選任した理由 弁護士として企業法務に関する豊かな経験と財務及び会計に関する幅広い知見を経営に活かしていただくため、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しています。 2. 独立役員に指定した理由 経営陣から独立した客観的な立場にあり、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、定期的に会計監査業務についてのアドバイスをいただくとともに、密に情報交換を行っており
ます。また、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図ることを目的に「グループ監査役連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努
めており、統治機能及び内部監査機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹岡 晃	他の会社の出身者													
若生 信弥	他の会社の出身者			○							○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹岡 晃		――	企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えるものと判断しています。
若生 信弥		2015年2月に、当社の親会社であるイオン株式会社の執行役財務担当兼国際事業担当に就任しております。	金融事業分野における長年の経験や幅広い見識を有しており、多角的な視点からの監査が行えるものと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	1 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

今後検討いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議によって決定し、監査役の報酬は監査役会の決議によって決定しております。なお、定款にて、会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る取締役の報酬等の合計額は1億5,000万円以内と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役・社外監査役へのサポート体制は人事総務部が担っており、社外取締役、社外監査役に対しても取締役会の資料を事前に配付しその内容を説明するなど、情報伝達体制の強化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会・監査役会設置会社であり、それぞれの機関を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。会社の重要事項の審議・決定は「取締役会」「経営会議」を通じて行います。

「取締役会」は取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、監査役4名も出席しております。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会において各取締役は、法定の決議事項及び取締役会規程に定める付議事項を審議・決議し、法令遵守と適切なリスク管理の下で取締役の業務の執行状況について監督を行っております。また、当社は純粋持株会社として、事業会社における重要な決議事項の当社への報告を定め、事業会社の適正な業務執行を統治しております。

「経営会議」は業務執行取締役、監査役(社外を除く)及び部長職以上で構成され、月2回以上開催しており、取締役会決議事項以外の重要な事項や経営会議規程で定める付議事項を審議・決議するとともに、事業会社の業務執行状況の報告を受け、情報の共有化と迅速な意思決定及び方向付けを行っております。

「監査役会」は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催します。監査役会において各監査役は、監査に関する重要な事項について報告を受け協議し、決議を行います。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役の職務執行の適法性、財産の状況等の監査を行っています。また、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図ることを目的に「グループ監査役連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努めており、統治機能及び内部監査機能の強化を図っております。

会計監査につきましては有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役会設置会社であって、社外取締役を選任しております。従って当社は、経営上の意思決定、業務執行、監督及び経営監視機能を明確に区分し、監査役会、社外取締役及び社外監査役による監視強化を図る体制が、当社にとって効率的・効果的なコーポレート・ガバナンス体制と考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送する予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日に株主総会を開催するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	必要に応じて、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	必要に応じて、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後進めてまいります。
その他	株主総会における報告事項はビジュアル化し、株主にわかりやすいプレゼンテーションを実施する予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主懇談会等の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(年2回)を実施するとともに、個別の訪問・説明によりアナリスト・機関投資家の皆様に積極的なIR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(http://www.usmh.co.jp)を通じ、決算短信、参考資料及び決算説明会資料等の開示を実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続けることを基本理念とし、当社及び事業会社において行動規範を定め株主、お客さま、従業員、お取引先さま、地域社会等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業会社である株式会社マルエツ、株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社において、以下のとおりCSR活動や社会・環境問題への自主的な取組みを行っております。 店頭での資源物回収、資源節約のためのレジ袋削減、環境配慮型商品の開発・販売、店頭募金(盲導犬募金、国内外の被災地支援募金)や緑の募金への寄附、森林再生事業等及び社会貢献活動を実施しております。年間の活動結果は、「社会貢献環境活動報告」等にて報告するとともに、事業会社のウェブサイトに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。その認識を実践するために、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報を含む)についても、当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築に関する基本方針について、以下のように定めています。なお、当該基本方針については、社内外の環境変化等、必要に応じて適宜見直しを行います。

1. コンプライアンス管理体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として、「U. S. M. H行動規範」を定め、全対象者に周知徹底します。
- (2) 人事総務部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及び周知徹底の為の教育、遵守状況の監査、リスク管理体制の基盤の整備などを当社及び子会社に対し実施します。
- (3) 当社及び子会社全体を対象とした内部監査、内部統制の状況、及び全従業員から「内部通報窓口」に通報された内容は、「経営会議」に報告されます。
- (4) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U. S. M. H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

2. 情報保存体制

取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、担当部署を明確にし、社内規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

3. リスク管理体制

- (1) 当社及び子会社のリスク管理体制を整備し、リスク管理に関する各種規程を整備し、その徹底を図ります。
- (2) 上記体制の構築を図るため、リスク管理に関する方針や計画を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図ります。
- (3) 財務報告に係わる内部統制構築（「J-SOX法」への対応）に関し子会社を含め取り組みます。

4. 効率的職務執行体制

- (1) 社内規程により、「職務権限」「業務分掌」等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- (2) 組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- (2) 子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- (3) 内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促進します。
- (4) 当社は関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付けています。

6. 監査役を補助する使用人の体制

- (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- (2) 内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- (3) 監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- (1) 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して、事前に監査役会の意見を尊重し、同意を得るものとします。
- (2) 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告します。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われる体制

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図る為、適宜会合をもち、意見交換をします。
- (2) 取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (3) 取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。当社は、反社会的勢力の排除を規定し、全従業員に周知するとともに、反社会的勢力に対処するため警察や弁護士との連携を図ります。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 更新

当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。その際には、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社の適時開示に関する基本方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行っていきます。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 開示担当部署について

適時開示の担当部署は経営管理部です。経営管理部は広報IR部、経営戦略部、人事総務部及び子会社と連携して適時開示の対象となる可能性のある会社情報の集約を行います。

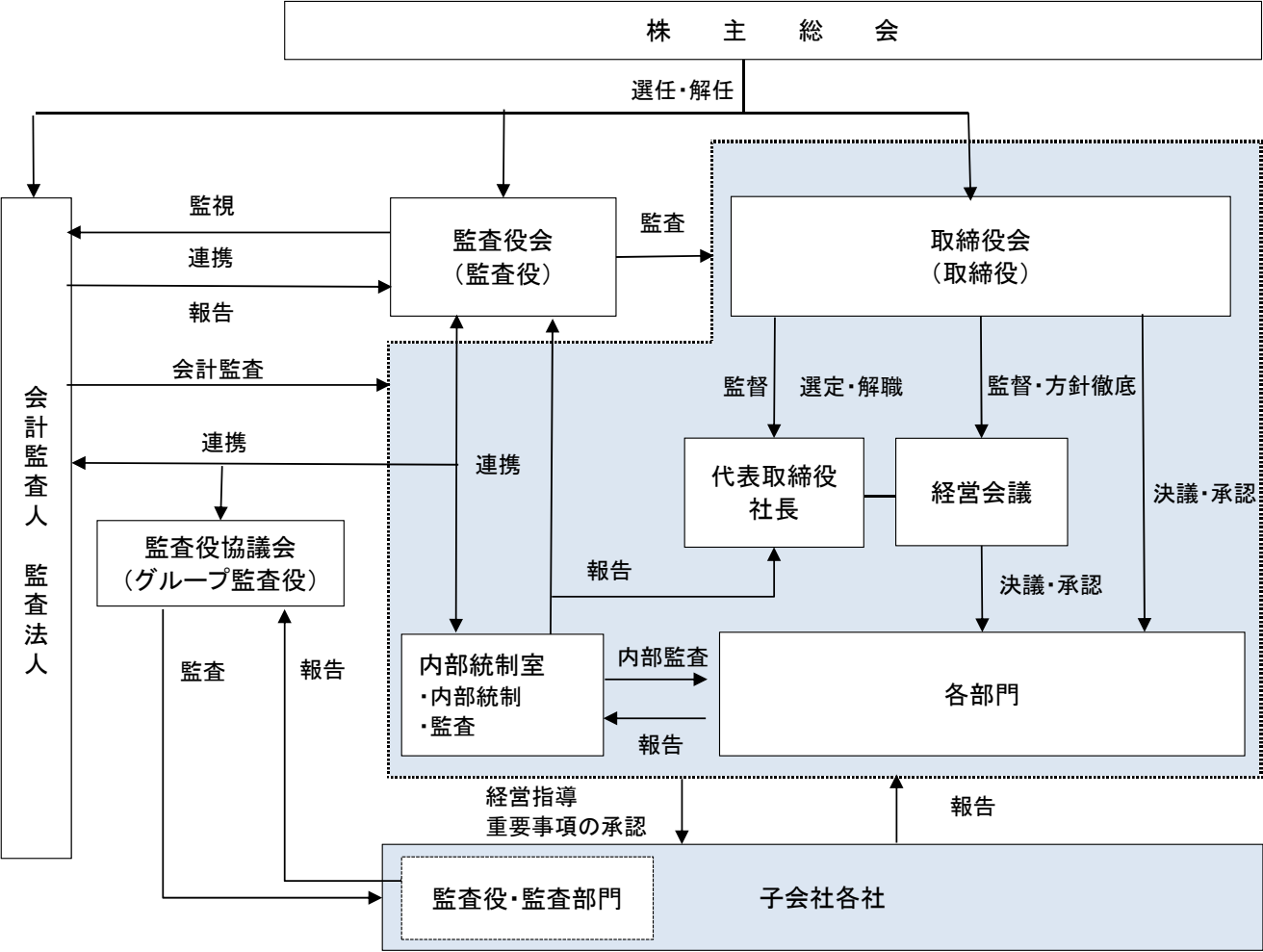
(2) 決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

取締役会で付議される決定事項について、適時開示の要否の判断を経営管理部、関連部署及び子会社と連携して検討し、開示手続は、取締役会で承認を得た後、経営管理部にて行います。また、広報IR部を通じて各報道機関への開示を行います。

(3) 発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

集約された発生事実について、適時開示の要否の判断を経営管理部、関連部署及び子会社と連携して検討し、開示手続は、経営管理部にて行います。また、広報IR部を通じて各報道機関への開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

